

令和 2 年度第 1 0 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 8 月 2 5 日

担当部・課：福祉部 保護課〔内線 2 4 9 6〕

① 件 名
住居確保給付金支給事業における算定家賃額の変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>生活保護に至る前段階の自立支援策の強化及び相談に至っていない潜在的困窮者に対する包括的支援を図るため、平成 2 7 年 4 月より生活困窮者自立支援法が施行されており、本市でも住居確保給付金の支給を実施している。</p> <p>今般国では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をはじめとした経済社会情勢の変動等により、収入が減少し家計が苦しくなった困窮者の状況等を鑑み、本年 7 月に生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正し、住居確保給付金の算定家賃額を、生活保護の「住宅扶助特別基準額」から「実際の家賃額」に変更した。</p> <p>【目的】</p> <p>国の改正を踏まえ本市の住居確保給付金の算定家賃額を変更することにより、実態に即した支援となることから、対象困窮世帯の実家賃負担の軽減が図られる。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>生活困窮者自立支援法（平成 2 5 年法律第 1 0 5 号） 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 2 7 年厚生労働省令第 1 6 号） 石巻市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱（平成 2 7 年告示第 1 4 2 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p><総合計画> 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 1 節 お互いに支えあい生活できる仕組みを構築する 2 生活保護制度等を適正に運用する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 7 年 4 月 生活困窮者自立支援法（住居確保給付金支給事業）が施行 令和 2 年 7 月 生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正（算定家賃額の変更）</p>
⑤ 主な内容
<p>石巻市生活困窮者住居確保給付金の算定家賃額（※ 1）を、生活保護の住宅扶助特別基準額から実際の家賃額に変更する。</p> <p>（例） 3 人世帯で実際の家賃額が 6 6, 0 0 0 円であり、世帯収入額が基準額（※ 2）を超えて収入基準額（※ 3）以下の場合の算定家賃額 変更前月額：5 3, 0 0 0 円 ⇒ 変更後月額：6 6, 0 0 0 円 差額：1 3, 0 0 0 円の増 （住宅扶助特別基準額） （実際の家賃額）</p> <p>なお、本年 6 月分の住居確保給付金の支給を受けた方については、当該月分が含まれる支給期間中（3 か月を上限とする）の住居確保給付金についても本変更を令和 2 年 4 月分から遡及適用し、差額分を支給する。</p> <p>（※ 1） 変更後の算定家賃額＝実際の家賃額－（世帯収入額－基準額） （※ 2） 基準額＝（市民税均等割非課税所得額＋給与所得控除額）× 1 / 1 2 （※ 3） 支給決定するための収入要件（基準額＋住宅扶助特別基準額）</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響をはじめとした経済社会情勢の変動等による住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対する支援強化が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 現計予算内で対応</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
全国自治体で同様の変更を実施
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和2年 9月 石巻市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱の一部改正 （公布の日から施行、4月支給分から遡及適用）
⑨ その他